

## 守口市「行財政改革プロジェクトチーム」設置要領

### (設置)

第1条 健全な財政運営と自立した行政経営を確立し、より一層の市民サービスの向上を実現するため、さらなる行財政改革の推進に向けた具体的方策(案)の策定を目的とした「行財政改革プロジェクトチーム」(以下「PT」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 PTは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 財政運営の方針に関する事項
- (2) 事務事業の見直し等、歳出削減に関する事項
- (3) 歳入確保策の策定に関する事項
- (4) 公共施設のあり方に関する事項
- (5) その他行財政改革に関する事項

### (構成員等)

第3条 PTは、企画財政部長、行財政管理監並びに企画財政部及び総務部の職員(あらかじめ市長が指名する者に限る。)をもって構成する。

2 PTに長(以下「PT長」という。)を置くこととし、企画財政部長をもって充てる。

### (運営)

第4条 PTは、市長の出席のもとに会議(以下「PT会議」という。)を開くことができる。PT会議はPT長が招集し、これを主宰する。

2 PT長は、必要に応じてPT会議に関係職員の出席を求め、その者から説明又は意見を聴くことができる。

3 PT会議には、必要に応じて専門的見地からの助言を受けるため、外部の専門家の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 PTに関する庶務は、企画財政部において処理する。

### (委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、PTの運営に関し必要な事項は、PT長が定める。

## 附 則

この要領は、平成23年9月2日から施行する。